

策 定 年 度 (策定年月日)	平成 30 年度 (平成 30 年 5 月 11 日)
変 更 年 度 (変更年月日)	
計 画 期 間	5 年間

秋田県湯沢市  
農村地域への産業の導入に関する実施計画書  
平成 30 年 5 月

## 前文

湯沢拠点産業導入地区の所在する湯沢市は、山形県、宮城県に隣接する秋田県の最南東部に位置し、県都秋田市へは直線距離で約 70km、宮城県仙台市へも同じく約 95km に位置している。隣接する両県とは、国道 13 号、108 号及び 398 号で結ばれており、秋田県の南の玄関口となっている。また、平成 27 年国勢調査によると人口は 46,613 人、面積は 790.91 平方キロメートルで、対全県比で人口の約 4.5%、面積の約 6.8%を占め、平成 17 年に湯沢市、稲川町、雄勝町、皆瀬村の 4 市町村合併により誕生した。

東方から南方にかけての奥羽山脈、西方の出羽丘陵に囲まれ、それらの山々を源に、南北に横手盆地を貫流する雄物川と、その支流である皆瀬川、役内川沿いに豊かな水田地帯を形成している。県境付近の西栗駒一帯は、雄大な自然林を有しているほか、豊富な温泉群にも恵まれている。

交通基盤については、地域内を国道 13 号と J R 奥羽本線が南北に縦断、国道 108 号、398 号が東西に延びている。近接した横手市は奥羽本線と北上線の分岐点でもある。また、大仙市に秋田新幹線が開通しており、秋田・盛岡方面への連絡が改善されている。道路では、東北中央自動車道の一部として湯沢横手道路が平成 9 年に開通している。

本地域の人口は減少が続き、平成 29 年には平成 17 年に比べて 17.8%減の 46,794 人となっている。

また、本地域は秋田県内有数の穀倉地帯であり、稲作を中心として、野菜、果樹、畜産等をはじめとし、農業の複合化も進んでいる。農家数は平成 29 年で世帯数の 15.5%、農家人口は総人口の 28.1%を占める。なお、就業人口のうち農業就農人口は 12.7%を占め、農業が地区において重要な産業となっている。しかし、農業就業者の高齢化や後継者不足などによる担い手の減少・米価下落による稲作農業の衰退など、当市を取り巻く農業情勢は厳しさを増している。

このようなことから、秋田県が旧農村地域工業等導入促進法第 5 条第 1 項に基づいて昭和 46 年（計画変更：平成 9 年）に定めた農村地域工業等導入基本計画を基に実施計画を策定し、若年層、Uターン希望者及び農業従事者・不安定兼業従事者にとって魅力ある就業機会を創出するとともに、認定農業者担い手農家への農地の集積を促進し、農業と産業との均衡ある発展を図るものとする。

この実施計画の計画期間は、平成 34 年度までに産業の導入の目標を達成する。

# 第1 産業導入地区の区域

## 1 産業導入地区の名称

産業導入地区の名称	備 考
秋田県湯沢地区	新 規

## 2 産業導入地区の所在、地番、面積等

地区名	団地名	所在			地番	地目		面積 (㎡)	備考
		市町村	大字	字		公簿	現況		
湯沢拠点	湯沢	湯沢市	岩崎	二条	28	田	田	2,667	
		〃	〃	〃	29	田	田	410	
		〃	〃	〃	30	田	田	3,085	
		〃	〃	〃	31	田	田	1,007	
		〃	〃	〃	32	田	田	2,083	
		〃	〃	〃	33	田	田	3,924	
		〃	〃	〃	53	田	田	2,523	
		〃	〃	〃	54	田	田	1,347	
		〃	〃	〃	55	田	田	1,671	
		〃	〃	〃	56	田	田	3,816	
		〃	〃	〃		公衆用道路 及び 用悪水路		2,340.58	
合 計								24,873.58	

### 3 工業団地導入地区の地目別面積

(単位：㎡)

地区名	農地等					宅地・その他						合計		
	田	畑			採草放牧地	計	宅地	うち施設用地等	山林	原野	埋立地		その他	計
		普通畑	樹園地	草地										
湯沢	22,533				22,533							2,340.58	2,340.58	24,873.58

(用途区分別)

(単位：㎡)

地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	合計
湯沢	22,533				22,533

### 4 市町村の産業導入地区の現状 (変更の場合のみ記入)

区分	地区名	産業導入地区面積	導入産業操業面積	導入産業未操業面積	産業導入未決定面積	造成面積			産業導入不可面積
						造成済面積	未造成面積	荒廃農地	
平成29年(現状)									

### 5 産業導入未決定地の活用見込み (変更の場合のみ記入)

区分	地区名	産業導入未決定面積	産業導入予定面積	産業導入地区から除外面積		未定
				農地利用	その他	
平成 年						
平成 年						
平成 年						

## 6 地域開発、土地利用計画諸法との関係

### 【湯沢産業導入地区】

#### (1) 地域開発法等の指定

1 首都圏整備法 (既成市街地等)	2 近畿圏都市開発区域	3 中部圏都市開発区域	4 北海道総合開発計画
5 振興山村指定地域	⑥農振地域	⑦過疎地域	⑧都市計画 (線引・未線引)
⑨地域経済牽引事業の促進区域	10 地域経済牽引事業の重点促進区域		

#### (2) 土地利用基本計画関係

都市計画	農業地域	森林計画	自然公園地域	自然保全地域	白地地域
①	②	3	4	5	6

#### (3) 都市計画関係

##### (計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画区域外	都市計画無
市街化区域	市街化調整区域	用途地域	用途地域外	用途地域	用途地域外		
1	2	3	④	5	6	7	8

##### (用途地域)

近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	その他 ( )	未指定
1	2	3	4	5	6	⑦

(4) その他

- ①都市計画法による都市計画区域、市街化区域及び市街地調整区域、地域地区等が指定されているときは、その範囲及び指定年月日

〔都市計画区域指定〕

指定年月日 昭和24年7月2日

〔用途地域〕

無し

〔範囲〕

都市計画区域図（別図－1）

- ②農地転用に関する調整の結果の状況

昭和49年工場適地指定されている湯沢工業団地に隣接する用地を整備するに当たり農業委員会等関係機関と協議し進めていく。

- ③農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域及び農用地区域の範囲及び設定年月日

〔農業振興地域〕

指定年月日 昭和47年3月30日

範囲 別図－2のとおり

〔農用地区域〕

許可年月日 昭和47年3月30日

範囲 別図－2のとおり

- ④土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置

別図－3のとおり

- ⑤周辺における既存企業の立地状況

別紙－1のとおり。

- ⑥産業導入地区の選定の経緯

湯沢工業団地立地企業の敷地拡張計画となり、敷地面積などの条件を満たす用地が近隣になく、団地内もすべて分譲済となっている。

現在の湯沢工業団地の拠点性を高めるため現在地の拡張を行うこととした。

- ⑦立地条件表

別紙－2のとおり。

## 第2 導入すべき産業の業種及び規模

平成34年度までに産業導入地区に導入すべき工業等の業種及び規模は、次のとおりとする。

### 1 導入すべき業種

地区名	業 種		
	大分類	中分類	小分類
湯沢市	E 製造業	30 情報通信機械器具製造業	303 電子計算機・同付属装置製造業

### 2 導入すべき産業の規模

地区名	産業の種類	造成済面積 (㎡)			雇用期待従業員数 (人)			経済上の規模 (百万円)
		工場用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	
湯沢市	製造業	24,873.58			103	82	185	2,585

### 第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

導入される産業に平成34年度までに就業する農業従事者(その家族を含む、以下同じ。)は、次のとおりとする。

地区名	産業の種類	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する 農業従事者の割合		
		男	女	男女計	男	女	男女計
湯沢拠点	製造業	人 68	人 54	人 122	% 66	% 66	% 66

## 第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

産業の導入と相まって、平成34年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は次のとおりとする。

### 1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業構造の改善に関する目標

(単位：人)

区 分	農家人口		農業従事者	
			農業就業人口	基幹的農業従事者
平成29年度 (現況)	14,266	6,230	5,151	1,079
平成34年度 (見込み)	11,412	4,983	4,120	863

※現状値は2015農林業センサスより

5年後の数値は2010農林業センサスとの比較により算出

### 2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農（以下「認定農業者等」という。）現状・見込み

(単位：経営体)

区 分	認定農業者	認定新規就農者	集落営農
平成29年度 (現況)	532	15	6
平成34年度 (目標)	500	20	5

※現状値は平成29年4月1日時点

見込値は近年数値の変動からの類推

### 3 認定農業者等の育成

(1) 認定農業者等及び基本構想水準達成者への農用地の利用の集積に関する計画

区分	農用地面積 ①	認定農業者等及び基本構想水準達成者への農用地の利用集積面積 (ha)				認定農業者等及び基本構想水準達成者への利用集積率 (%) ②/①
		所有面積	利用権設定	特定農作業受託	計②	
現状 (H29)	6,710	258	2,996	508	3,762	56.0
目標 (H34)	6,710	303	3,385	574	4,262	63.5

※現状値は農業委員会作成「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」、農地台帳、水田台帳より抽出  
目標値は前年度の変動から類推

(2) 認定農業者等の経営規模

(単位：経営体（集落営農）、ha等)

目標とする営農類型 (作目・部門名)	認定農業者等の数		経営規模	
	平成29年 現状	平成34年 見込み	平成29年 現状	平成34年 見込み
水稲単一	72	500	509	4,262
水稲+野菜、酪農、果樹等	170		1,202	
果樹単一	12		84	
その他単一	62		438	
その他複合経営	216		1,529	
計	532	500	3,762	4,262

(3) 認定農業者を中心とする生産組織の育成

湯沢市農業を担う農業経営体の育成を図るため、農業経営改善計画の認定制度を施策の中心として位置づけ、農用地の利用集積はもちろんのこと、農地貸借や農作業受委託の推進を図り、農業経営の規模拡大に努める。その他支援措置についても、認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となり、関係機関・団体等の協力を求めつつ、制度の積極的な活用を図るものとする。

生産組織は、効率的な生産単位として、また農業生産法人等の組織経営体への発展母体として最重要と位置づけ、オペレーターの育成、農作業受委託の促進等を図ることにより、地域や集落の実態等に応じた育成を行うとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては積極的に法人への誘導を図る。

## 4 農用地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営法人化の方向

将来の地域農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に係る団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のあるものが農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援するため農業経営の基盤を強化するための措置を総合的に実施する。

まず、市、農業協同組合、秋田県雄勝地域振興局農林部農業振興普及課等が十分なる相互の連携のもとで指導を行うための体制を編成すること等により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことにより、農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会による掘り起こし活動を強化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握のもとに両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。農用地の利用集積を進めるにあたっては、農地利用集積円滑化事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面積集積を推進する。

また、湯沢市農業を担う農業経営体の育成を図るため、農業経営改善計画の認定制度を施策の中心として位置づけ、農業委員会の支援による農用地の利用集積はもちろんのこと、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借や農作業受委託の推進を図り、農業経営の規模拡大に努める。併せて、集約的な経営展開を助長するため、県や農業協同組合等の協力団体の指導のもとに、既存の施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を推進する。

さらに、生産組織は効率的な生産単位として、また、農業法人等の組織経営体への発展母体として最重要と位置づけオペレーターの育成、農作業受委託の促進等を行うことにより、地域や集落の実態等に応じた育成を行うとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては積極的に法人化への誘導を図る。

## 第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

### 1 過去に造成された工業団地等の活用可能性

湯沢工業団地は既にすべて産業導入済みであり調整を要しない。

### 2 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

#### ア. 農用地区域外での開発を優先すること

計画地周辺は農用地区域となっているが、計画地に隣接する湯沢工業団地進出企業の拡張計画となり、湯沢工業団地の拠点性を高めるため現在地の拡張はやむを得ないと判断した。

#### イ. 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

産業導入地区の設定に伴って廃止となる土地改良施設（水路）については、農地管理に支障が生じないよう従前と同様な機能を維持し、農業上の利用に支障が生じないよう各管理者と協議し、従前と同様な機能を維持する。

#### ウ. 面積規模が最小限であること

導入企業との計画協議により必要最低限の計画面積とする。

#### エ. 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと

土地改良事業等の受益地であるため、関係者と協議し措置する。

#### オ. 農地中間管理機構関連の取り組みに支障が生じないようにすること

該当なし。

## 第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

### 1 施設用地等の整備

- (1) 施設用地等の面積            24,873.58 m<sup>2</sup>
- (2) 調達の方法                    導入企業及び湯沢市
- (3) 造成事業主体                導入企業及び湯沢市
- (4) 造成年次                      平成31年

### 2 道路、緑地等の施設整備

#### (1) 道路

既存の機能を失わないよう関係機関と協議の上、付け替え・廃止等を行い、地域の営農等に支障のないようにする。

#### (2) 緑地等の施設

周辺住民の生活環境の保全と地区内の環境を整備するため、緩衝林、芝生、低木などの植栽を推進する。

### 3 定住等及び地域間交流の条件の整備

生産と生活の場がより一層結合し、農村地域の生活水準の向上と生活様式の多様化の変化に対応するため、道路、水路、下水道などの生活環境基盤の整備や交通安全、防災、保健、文化施設などの生活環境施設の整備を引き続き実施し、定住及び地域間交流の条件を整備する。

# 第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項

## 1 労働力の需給の調整

産業の導入に伴う、労働力の確保については、公共職業安定所及び農業関係機関等と連絡を密にしながら、需要調整を図る。

産業導入への労働力は、農家出身者の需給を基本として、不安定就業者と新規学卒地元就業希望者を中心として確保していく。

## 2 農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化

公共職業安定所及び農業関係機関等の協力のもとに、導入産業への就業希望者の把握、就業相談等を行い、就業の円滑化に努める。

### (1) 湯沢公共職業安定所

採用年齢の条件緩和並びに賃金、職場環境など労働条件の向上と適正化のため、導入企業に適切な指導援助を行う。

農業従事者が希望と能力に応じ、導入企業への円滑な就業を促進するため、他行政機関などと連携し、十分な職業相談、指導を行うとともに、必要に応じ職業訓練給付金の活用を図りながら職業訓練の受講を促進するなど積極的な職業紹介を要請し、円滑な就業を推進する。

### (2) 職業訓練分野

導入工業等の需要に対応した労働力の創出のため、公的職業訓練施設の充実に努め、能力再開発訓練の活用を図る。

さらに、企業に対しても事業内訓練の開発促進を要請し、安定した職業生活の充実に努める。

### (3) 導入企業及び関係機関から得た雇用に関する情報は、ホームページ等により、広く周知する。

## 第 8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進する ために必要な農業生産基盤の整備及び開発その他 の事業に関する事項

産業の導入と相まって農業構造の改善に関する目標を達成するため、次により事業を実施する。

区分	事業の種類	事業の概要	事業主体	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	事業年度 (予定)	備考
水利施設整備事業	排特	排水路 2,200m	県	80	220	H33～H37	中央幹排
農地整備事業	ほ場整備	区画整理 27ha	県	27	630	H30～H34	関口
農地整備事業	ほ場整備	区画整理 40ha	県	40	1,000	H32～H37	上院内
農業基盤整備促進事業	戦略	揚水機 1 式	県	10	9	H29	小野
農業基盤整備促進事業	中山間緊急	区画整理 1 式 用排水路 1 式	県	48	220	H31～H35	板戸 2
農業水利施設 保全合理化事業	合理化	水管理施設 1	市	807	14	H29	湯沢 4
ため池整備事業	ため池	ため池 1 式	県	27	378	H26～H32	第 1 槻沢
農業用河川工作物等 応急対策事業	河川対応	頭首工 1 式	県	2,257	296	H32～H35	山田
農業用河川工作物等 応急対策事業	河川対応	頭首工 1 式	県	17	140	H29～H33	下川原堰
農業用河川工作物等 応急対策事業	河川対応	堰体工 1 式 護床工 1 式 護岸工 1 式	県	623	154	H27～H31	稲庭
農業用河川工作物等 応急対策事業	特定管	管水路 2300m	県	20	138	H34～H36	鍛冶屋敷 新城
農業集落排水事業	集排	集排処理人口 367 人 集排処理戸数 160 戸 (機能強化)	市	0	80	H27～H29	山田中央
農業集落排水事業	集排	集排処理人口 1200 人 集排処理戸数 350 戸 (機能強化)	市	0	121	H33～H38	深堀
水利施設整備事業	ストマネ	用排水路 14480m	県	212	550	H30～H34	稲川 2 期
水利施設整備事業	ストマネ	農業水利施設 補修 1 式	県	872	643	H27～H31	松岡・床 舞
水利施設整備事業	ストマネ	排水路 5400m	県	567	894	H31～H35	深堀
農業基盤整備促進事業	基盤整備 促進	農道 1424m	市	52	120	H28～H31	東福寺

農業基盤整備促進事業	基盤整備促進	排水路 230m	区	27	40	H34～H37	羽竜沢
農業基盤整備促進事業	基盤整備促進	用排水路	区	21	40	H34～H37	新城沢

(注) 過去5年以内に行われた事業についても併せて記述する。

## 第9 その他必要な事項

### 1 実施計画のフォローアップについて

本市総合振興計画は、「産業集積を促進するため、企業誘致の前提となる新たな工業用地の整備を行う」として位置付けている。

この目標を達成するため、県等関係機関との連携を強化し、情報の発信・収集を行うとともに、各種助成金等の奨励・支援措置により誘致活動及び既存企業への支援を進める。

また、導入企業の定着を図るため積極的な指導と協力を行うと共に、工場見学、企業説明会などを開催し人材確保に努めていく。

### 2 撤退時のルール等について

導入企業が撤退する際は、速やかに市に対し報告するものとし、従業員の処遇、工場及び用地の管理等について協議するものとする。

別紙－ 1 主な既存企業の概要（概ね従業者数 30 人以上）

地域	番号	企業名	生産品目
湯沢	1	(株)くらた	和洋菓子製造販売
	2	(有)双葉洋装工業	婦人服製造
	3	(株)アキオ製靴湯沢工場	靴の製造・加工
	4	秋田県発酵工業(株)	酒類製造販売
	5	(株)チバ・テクノ	抵抗器、放電加工機用消耗品
	6	(株)ロイヤルパーツ	航空機内装品製造
	7	秋田エプソン(株)	プリンターヘッド部品製造及び組み立て
	8	(株)高瀬電設	電源装置、電力方向制御盤の板金、電気機器の製造
	9	ナガタエンジニアリング(株)秋田工場	自動車部品製造、研究開発
	10	エドモンド・オプティクス・ジャパン(株)	光学部品の製造、販売
	11	(株)YGF	婦人服製造
	12	両関酒造(株)	酒類製造販売
	13	秋田銘醸(株)	酒類製造販売
	14	アダマンド並木精密宝石(株)秋田工場	工業用宝石製品及び人工宝石結晶育成の研究開発、販売
	15	秋田木工(株)	家具製造（曲木）
	16	(株)東洋電装	NC工作機械用制御盤、踏切制御装置、工作機械用ハーネスの製造
稲川	17	光ガラス(株)	光学レンズの製造及び成形品の加工
	18	(株)カネダイ	仏壇製造販売
	19	(株)寛文五年堂	稲庭うどん製造販売
	20	(株)後文	稲庭うどん製造販売
	21	(有)佐藤養助商店	稲庭うどん製造販売
	22	(株)稲庭うどん小川	稲庭うどん製造販売

雄勝	23	エヌケー工機株式会社	精密板金加工
	24	株式会社雄勝野きむらや	漬物製造販売
	25	株式会社OGACHI	生コンクリート製造販売
	26	株式会社秋田電設	電気機器製造

別紙－ 2 立地条件表

ア湯沢団地

立地条件表平成29年6月調査

産業導入地区の名称

湯 沢 拠 点 地 区

造成区分	①造成済	2 造成中	③計画有	4 非造成
売却可能面積			24, 873. 58 m <sup>2</sup>	
分譲可能年月	年月	年月	年月	年月
売却（予定） 価額	円／m <sup>2</sup>	円／m <sup>2</sup>	円／m <sup>2</sup>	円／m <sup>2</sup>

（造成実施主体名）

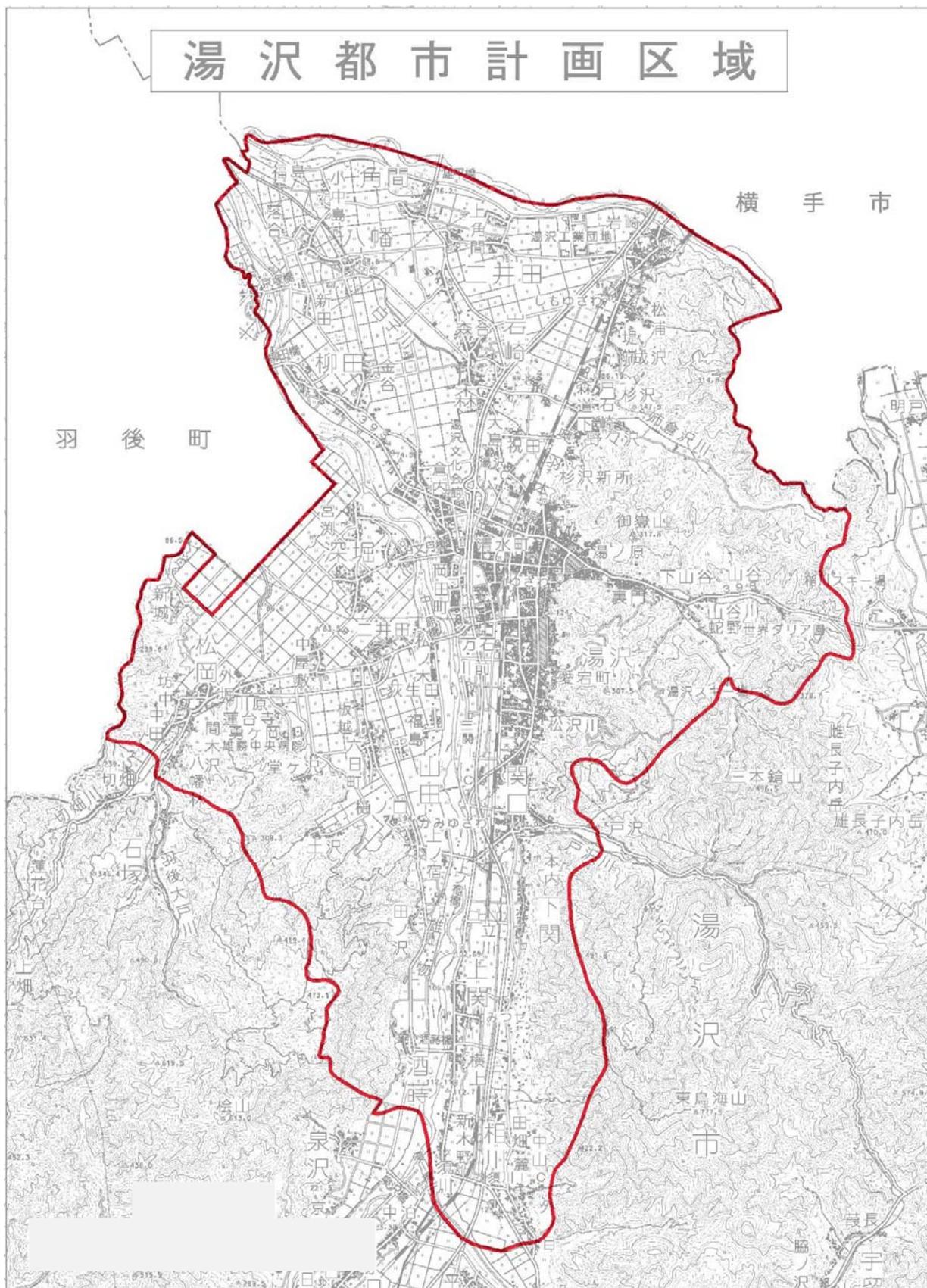
湯沢市及び導入企業

（主たる土地所有者名）

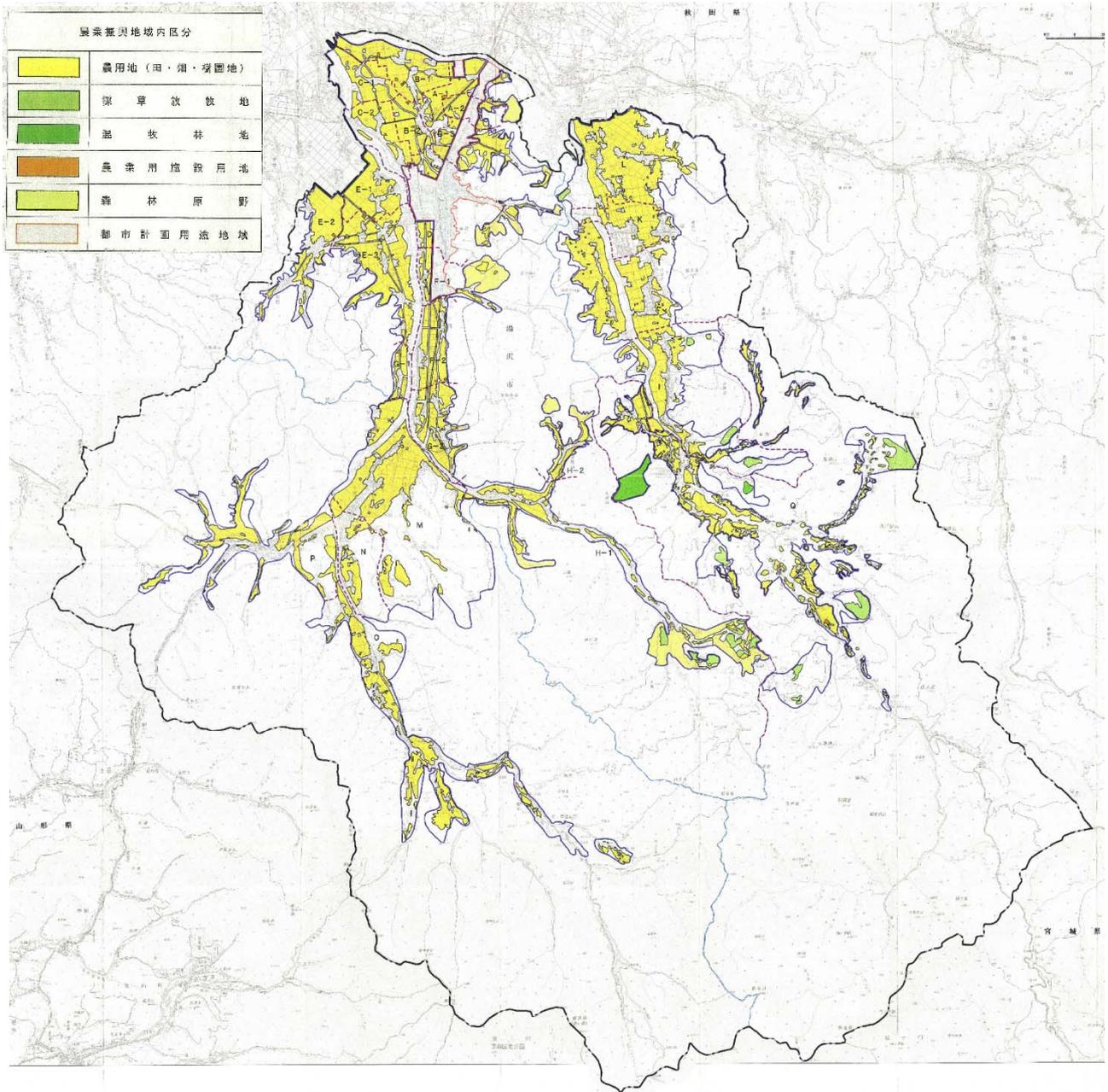
地盤・地質	(1) 地質	第 4 種	A				
	(2) 地耐力（N値）	1 3					
	(3) 杭打可能な地盤までの深さ	1 0 m					
用水・排水 条件	(1) 海水利用の可否（内陸・臨海の別にかかわらず 利用の可否を判断する）	（該当する番号 を丸で囲む）	<table border="1"> <tr> <td>可</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>②</td> </tr> </table>	可	否	1	②
	可	否					
	1	②					
	(2) 工業用水道が使用できる場合 工業用水道事業名利用可能年月価格	<table border="1"> <tr> <td>—</td> <td>年 月</td> <td>円／m<sup>3</sup></td> </tr> </table>	—	年 月	円／m <sup>3</sup>		
	—	年 月	円／m <sup>3</sup>				
	(A) 使用可能量（余裕水量）	<table border="1"> <tr> <td>m<sup>3</sup>／日</td> </tr> </table>		m <sup>3</sup> ／日			
	m <sup>3</sup> ／日						
	(3) 地下水が利用できる場合 水質 （成分及び p p m）	良 質	(B) 取水可能量（安全揚水量）	<table border="1"> <tr> <td>m<sup>3</sup>／日</td> </tr> </table>	m <sup>3</sup> ／日		
	m <sup>3</sup> ／日						
	(4) 表流水、伏流水、湖沼水が 利用できる場合 水質 （成分および p p m）	良 質	(水源名)	皆瀬川			
(5) 淡水取水可能量 （(A) + (B) + (C) 合計水量）	(C) 既得水利権を削除した取水可能量	<table border="1"> <tr> <td>m<sup>3</sup>／日</td> </tr> </table>		m <sup>3</sup> ／日			
m <sup>3</sup> ／日							
(6) 上水道が利用できる場合（計画を含む） 上水道事業名利用可能年月日価格使用可能量（余裕水量）	湯沢市上水道	S 6 3 年 4 月	216 円／m <sup>3</sup>				
(7) 排水条件	種 別	D 種					
	排水先	水域名	皆瀬川				
			3, 414 m <sup>3</sup> ／日				

<p>輸送条件</p>	<p>(1) 主要道路への距離</p> <table border="1" data-bbox="391 219 1300 280"> <tr> <td>最寄国道13号線まで</td> <td>800m</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="391 302 1300 362"> <tr> <td>湯沢横手道路湯沢ICまで</td> <td>4,400m</td> </tr> </table> <p>(○供用中、年月開通予定)</p> <p>(2) 最寄鉄道駅への距離 (鉄道名・線名) (駅名)</p> <table border="1" data-bbox="375 470 1276 526"> <tr> <td>新幹線名</td> <td>秋田新幹線大曲駅</td> <td>43,000m</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="375 548 1276 604"> <tr> <td>通勤駅</td> <td>JR奥羽本線下湯沢駅</td> <td>1,300m</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1061 627 1220 750"> <tr> <td>専用引込線敷設の可否 (専用引込線) (該当する番号を○で囲む)</td> <td>可</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>②</td> </tr> </table> <p>(3) 最寄港湾への距離 最寄港湾埠頭 (港名) (公共埠頭) (水深)</p> <table border="1" data-bbox="566 840 1364 896"> <tr> <td>秋田港</td> <td>95,000m</td> <td>13m</td> </tr> </table> <p>(4) 最寄空港への距離</p> <table border="1" data-bbox="566 929 1396 985"> <tr> <td>秋田空港</td> <td>75,000m</td> </tr> </table>	最寄国道13号線まで	800m	湯沢横手道路湯沢ICまで	4,400m	新幹線名	秋田新幹線大曲駅	43,000m	通勤駅	JR奥羽本線下湯沢駅	1,300m	専用引込線敷設の可否 (専用引込線) (該当する番号を○で囲む)	可	否		1	②	秋田港	95,000m	13m	秋田空港	75,000m
最寄国道13号線まで	800m																					
湯沢横手道路湯沢ICまで	4,400m																					
新幹線名	秋田新幹線大曲駅	43,000m																				
通勤駅	JR奥羽本線下湯沢駅	1,300m																				
専用引込線敷設の可否 (専用引込線) (該当する番号を○で囲む)	可	否																				
	1	②																				
秋田港	95,000m	13m																				
秋田空港	75,000m																					
<p>電力条件</p>	<p>(1) 産業導入地区に最も近い 変電所又は引込可能高圧線の電圧</p> <table border="1" data-bbox="965 1019 1388 1086"> <tr> <td>66,000V</td> </tr> </table> <p>(2) 変電所等への距離 (変電所名) 産業導入地区から 1. 湯沢変電所 らの距離がいずれ ( KVA) か近い方の番号に ②. 引込可能高圧線 ○印をつける。 ( KV)</p> <table border="1" data-bbox="1133 1142 1396 1209"> <tr> <td>5,000m</td> </tr> </table>	66,000V	5,000m																			
66,000V																						
5,000m																						
<p>都市機能</p>	<p>主要都市への距離</p> <table border="1" data-bbox="885 1310 1396 1366"> <tr> <td>(1) 最寄人口5万都市 (都市名)</td> <td>横手市</td> <td>20km</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="885 1377 1396 1433"> <tr> <td>(2) 最寄人口20万都市</td> <td>秋田市</td> <td>75km</td> </tr> </table>	(1) 最寄人口5万都市 (都市名)	横手市	20km	(2) 最寄人口20万都市	秋田市	75km															
(1) 最寄人口5万都市 (都市名)	横手市	20km																				
(2) 最寄人口20万都市	秋田市	75km																				
<p>人口 地域指定</p>	<p>(1) 産業導入地区所在地市町村人口 (市町村人口)</p> <table border="1" data-bbox="901 1489 1260 1556"> <tr> <td>46,794人</td> </tr> </table> <p>(2) 産業導入地区所在地域の人口 (通勤圏に入る市町村数) 3市町村 (湯沢市・横手市・羽後町)</p> <table border="1" data-bbox="1005 1601 1332 1691"> <tr> <td>(関係市町村合計人口) 154,765人</td> </tr> </table>	46,794人	(関係市町村合計人口) 154,765人																			
46,794人																						
(関係市町村合計人口) 154,765人																						
<p>その他</p>																						

別図-1



別図－2



別図-3

